

### 3 あり得ない前提条件を持ち出して破綻論を煽る愚

去る3月に行われた川崎市議会『予算審査特別委員会』においても、ここ数年、本市が減債基金からの借り入れによって予算を編成していることをもって、「実に不健全だあ〜」、このままでは「財政再生団体に転落だあ〜」、だから「まず、財政危機宣言を発令するべきだ」と、主張されている議員さんがおられました。

「減債基金から借り入れているう〜、だから『財政再生団体』に転落するう〜」に至るまでのプロセスが私にはよく解りません。

その某議員は「減債基金を活用しない場合の川崎市の実質赤字比率はどうなるのか」、あるいは「減債基金からの借り入れ残高を単年度で一括返済することとした場合の実質赤字比率はどうなるのか」と、財政当局に質問されていましたので、おそらくは「もしも減債基金からの借入金を一括で返済し、かつ収支不足分を借りないとしたら、本市の実質赤字比率は健全化判断の基準を超えてしまうでしょ…」と、言いたいようです。

しかしながら、減債基金からの借入金を一括で返済し、かつ収支不足分を借りない事態とは、具体的にどのような事態なのでしょう。

そのような事態が実際にありえるのかどうか、私は今議会で財政局長に質問しました。その質問に対する財政局長の答弁は次のとおりです。

「そのような事態は想定されていません」(財政局長)

つまり某議員の破綻論は、「もしも太陽が爆発したら地球は大変なことになってしまうではないか」レベルの話しなのです。むしろ、絶対に太陽は爆発しないと私も言い切れませんが、発生確率は極めて低いことは確かでしょう。即ち、ほぼあり得ない前提条件を当てはめて某議員は「財政破綻論」を主張しているわけです。

### 4 財政は、あくまでも手段であり目的ではない

川崎市が、やむをえず減債基金から借り入れて予算を組んでいるのは、べつに不健全な財政運営を行っているためではなく、20年にも及ぶデフレ経済で税収が伸び悩んでいるだけです。

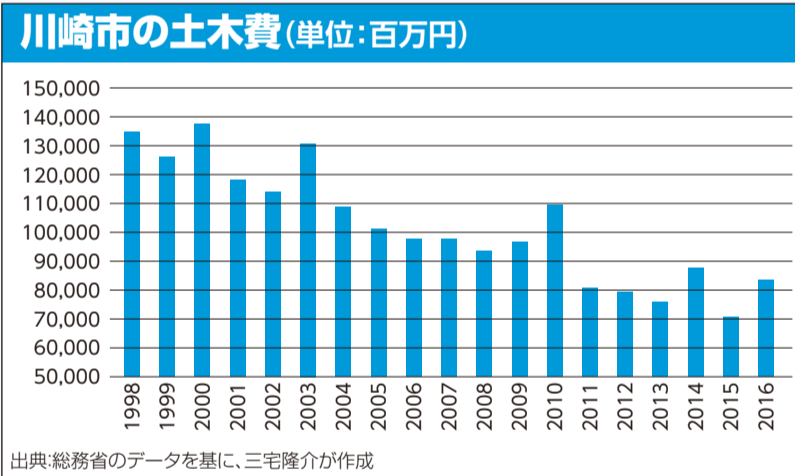
もしもデフレから脱却することができれば税収は自然増となって、減債基金を取り崩す必要などなくなるでしょう。

むしろ、いたずらな「財政危機論」そのものが緊縮財政を助長し、我が国のデフレを長期化させています。

そして何よりも、根拠なき安易な財政危機論が、行政運営を委縮させ、結果として緊縮財政路線、即ち「PB黒字化至上主義」に陥らせることになります。

地方自治体がPB黒字化至上主義に陥るとどうなるか。

例えば、下のグラフのごとき状態になります。「土木費」とは、道路・港湾・橋梁・公園などの整備・管理、公共施設の整備、都市計画事業、上下水道の整備、土地区画整理事業に係る行政費用のことです。



ご覧のとおり、川崎市の土木費はピーク時に比べてほぼ半分程度の水準にまで落ち込んでいます。

我が国は、いつ、いかなる地域において大災害が発生しても不思議ではない超自然災害大国です。

そのような日本において、土木費の半減など絶対にあってはならない所業だと思えます。

政治行政に携わる者は、常に言葉の定義を明確にし、常に数字で語るべきだと思います。

きちんと言葉を定義せず、客観的数字を無視して印象論と抽象論で世の中を惑わす政治は必ず国民を不幸にします。

むしろ、ここで言う「不幸」とは、政治の目的が達成されない状態のことを指します。

#### 言葉の解説

**実質赤字比率**:一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

**連結実質赤字比率**:全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

**実質公債比率**:一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

**将来負担比率**:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

**PB**:プライマリーバランス(基礎的財政収支)の略で、借入を除いた税収などによる収入と、借入れに対する元利払いを除いた支出とのバランスのこと。

詳しい内容はブログでも掲載しています!  
毎日更新! アクセス数増加中!

<http://ryusuke-m.jp>

三宅隆介 検索



スマホや携帯でも左のQRコードから簡単アクセス!

# 三宅隆介 議会報告

みやけ りゅうすけ

平成30年 第2回川崎市議会定例会 一般質問

# 「このままでは川崎市の財政が破綻するう〜」

# は嘘



## 「破綻」という言葉を定義せず、無責任に財政危機を煽る人たち…

### 三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。  
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、  
松沢成文(当時・衆議院議員)秘書。  
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選。  
川崎市多摩区中野島在住。

# 「このままでは川崎市の財政が破綻するう～」は嘘

「破綻」という言葉を定義せず、無責任に財政危機を煽る人たち…  
財政のための市政から、  
市民経済のための財政へ

## 1 川崎市がデフォルトする可能性は、ほぼゼロ%

川崎市には、根拠なき抽象論により、このままでは「川崎市が財政破綻する」かのごとく喧伝している人たちがいます。

まず、いわゆる破綻論者たちが実に不真面目だと思うのは、彼ら彼女らは何を以って破綻となすのか、即ち「破綻」という言葉をきちんと定義しないことです。

一般的に、「破綻」とは「デフォルト(債務不履行)」のことを指します。

例えば個人でいうと、キャッシュカードの引き落とし日に、銀行口座に相応のおカネがなければデフォルト(債務不履行)します。

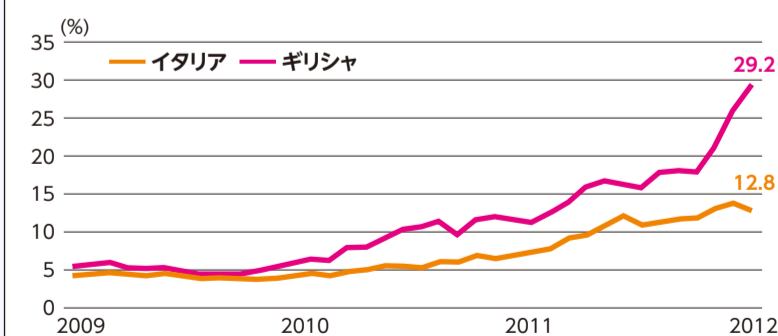
それと同様に、川崎市が発行した市債の元金償還や利払いが一度でも滞ってしまった場合、「川崎市はデフォルト(債務不履行)した」となります。

そこで私が川崎市議会において財政当局にその可能性について確認したところ、「**現状では市債の償還に支障が生じることはない**」と、財政局長が正式に議会答弁されています。

因みに、今年の3月時点の川崎市が発行する新発10年債の利回りは、なんと「0.16%」という超低利回りです。

例えば、デフォルトの可能性が指摘されているイタリアや、2年に1度のペースでデフォルトしているギリシャの10年物国債利回りの推移をみてみますと、次のとおりです。

### イタリア・ギリシャの10年物国債利回りの推移



出典:欧州中央銀行のデータを基に、三宅隆介が作成

デフォルトの可能性が高くなれば、債券価値は下落(逆に金利は高騰)します。

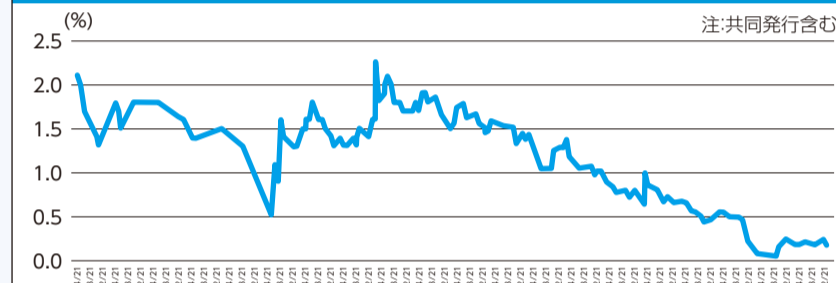
右上に続きます

左下の続きです

ギリシャ、イタリアの10年物国債利回りが右肩上がりに上昇してきたのは、デフォルトの可能性が高まったからです。

では、川崎市の10年物新発債の利回りを時系列でみるとどうなるでしょうか。

### 川崎市10年満期一括償還地方債の金利推移



出典:川崎市財政局のデータを基に、三宅隆介が作成

ご覧のとおり、右肩下がりです。これは、長引くデフレ経済により国内資金需要の乏しい民間銀行が、より安全資産である川崎市債を積極的に購入してきた結果です。

そうです。川崎市債は安全資産なのです。もしも川崎市にデフォルトの可能性が高まるようなことがあれば、利回りは20%を超え、やがては30%を超えていくことでしょう。

繰り返しますが、川崎市債(新発10年物)の直近の金利は「0.16%」です。虫眼鏡で見なければ判らないような低金利です。

## 2 川崎市が「財政再生団体」に転落する気配もなし

もう一つ、一般的に地方自治体の破綻と言われるものが、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』(以下、「地方財政健全化法」と呼ぶ)に基づく「財政再生団体への転落」です。

『地方財政健全化法』では、全国の地方自治体が順守すべき、次の4つの指標(健全化判断比率)が示されています。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債比率
- ④ 将来負担比率

右上に続きます

左下の続きです

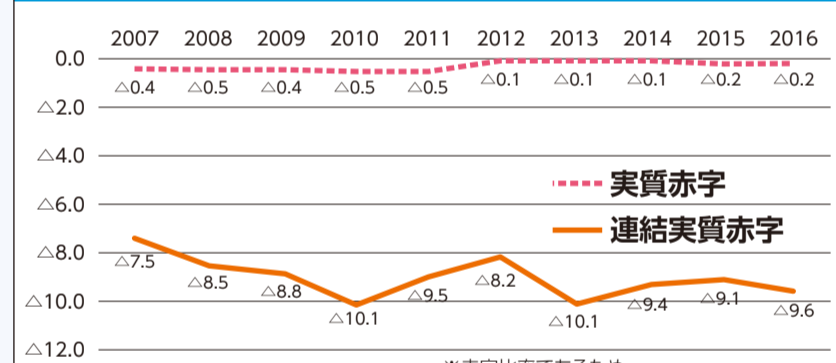
これら4つの健全化判断比率のうち、いずれの一つでも国が定めた基準をオーバーしてしまうと、その自治体は「財政再生団体」と国から認定され、様々な制約を受けることになります。

即ち、自治体としての自主的な取り組みは許されず、市債を発行することもできなくなりますので、かつての夕張市がそうであったように市民生活に支障を来すことになります。

では、川崎市における①から④までの健全化判断比率をみてみましょう。

まず、①②「赤字比率」を見ると、下のグラフのとおりです。

### 川崎市 実質赤字及び連結実質赤字の推移(単位:%)



出典:川崎市のデータを基に、三宅隆介が作成

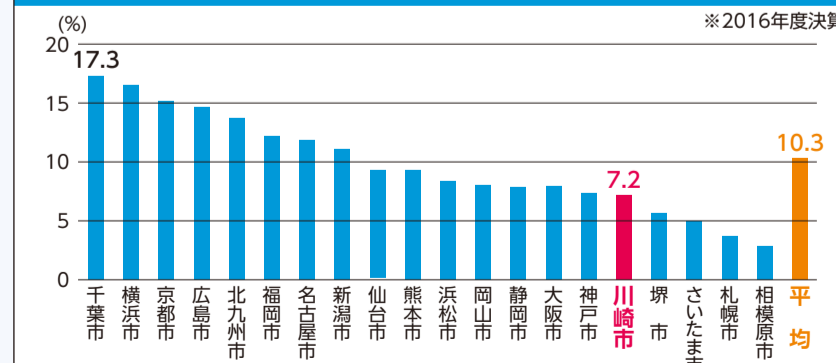
『地方財政健全化法』は、これが20%(連結だと30%)を超えたら「財政再生団体」と規定しています。

ご覧のとおり、川崎市はそれぞれに全く及ばない水準を維持しています。

むしろ連結実質赤字は大幅に黒字を上げ過ぎており、地域経済にデフレ圧力をかけているくらいです。

次いで、③「実質公債比率」をみると、右上のグラフのとおりです。

### 実質公債比率 政令指定都市



出典:総務省のデータを基に、三宅隆介が作成

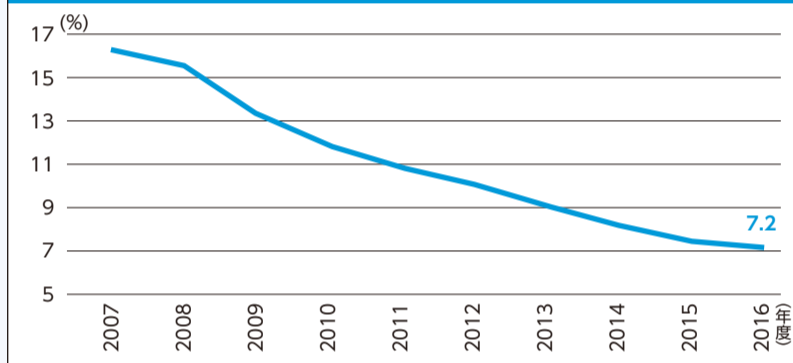
右上に続きます

左下の続きです

『地方財政健全化法』は、これが35%を超えると「財政再生団体」と規定していますが、2016年度時点の実質公債比率は、7.2%で全国の政令指定都市の平均値を下回っています。

なお、時系列でみますと、下のグラフのとおり、これまで右肩下がり減っています。

### 川崎市 実質公債比率の推移

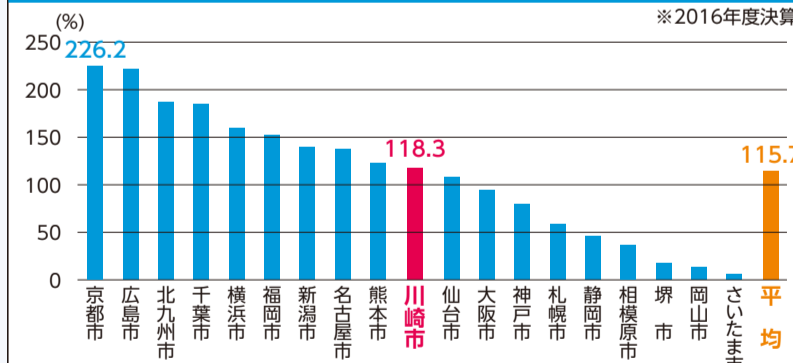


出典:川崎市のデータを基に、三宅隆介が作成

これも低すぎて、むしろ市民生活のための投資が抑制されていることの証左です。

次いで、④「将来負担比率」ですが、『地方財政健全化法』では一応400%を超えると注意信号だとされていますが、下のグラフのとおり、川崎市はほぼ政令指定都市の平均水準です。

### 将来負担比率 政令指定都市比較



出典:総務省のデータを基に、三宅隆介が作成

以上のように、これら①～④の健全化判断比率を他の政令指定都市と比較しても、我が川崎市はいずれも優等生レベルの水準です。

あり得ない前提条件を持ち出して  
破綻論を煽る愚  
4面に続きます